

公立大学法人山梨県立大学授業料及び入学料減免等規程

(平成22年4月1日制定 法人5201-1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第12条第3項の規定に基づき授業料及び入学料の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し、必要な事項を定める。

(授業料の減免の対象)

第2条 授業料の減免は、予算の範囲内において、次の各号のいずれかに該当し、かつ対象学生が学業優秀と認められる場合に行う。

- (1) 授業料を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）が経済的理由により、授業料の納入が困難と認められるとき
 - (2) 学費負担者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困窮と認められるとき
 - (3) 学費負担者が死亡し又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困窮と認められるとき
 - (4) その他やむを得ない事情があると理事長が認めたとき
- 2 授業料の減免については、入学前1年以内又は入学後における第1項各号の状況を考慮する。

(入学料の減免の対象)

第3条 前条第1項第2号、第3号、第4号の規定は、入学料の減免について準用する。

- 2 入学料の減免については、入学前1年以内の前条第1項第2号又は第3号の状況を考慮する。

(授業料の減免の方法)

第4条 授業料の減免は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに承認する。

(減免の額)

第5条 授業料及び入学料の減免の額は、納付すべき額の全額又は半額とする。

(減免の申請)

第6条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（様式第1号（外国人留学生にあつては、様式第2号））に理事長が必要と認める書類を添えて、理事長が別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

- 2 入学料の減免を受けようとする者は、入学料減免申請書（様式第3号）に理事長が必要と認める書類を添えて、理事長が別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第7条 理事長は、前条に規定する書類を受理したときは、実状を調査し、速やかに減免の承認又は不承認を決定する。

- 2 理事長は、前項の決定をしたときは、その結果を当該申請をした者に通知する。

(減免の取消し)

第8条 理事長は、減免の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (2) 当該期の途中において、減免の理由を失った場合
- (3) 減額の承認を受けた者が、納期限を守らない場合

(入学料の徴収猶予)

第9条 入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学手続を行うときに、入学料徴収猶予願（別紙様式1）に理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 8 月 13 日から施行する。